令和６年度福島県こどもの権利擁護推進事業業務委託
仕様書（案）

１　委託業務名
令和６年度福島県こどもの権利擁護推進事業業務委託

２　業務の目的
生活の中で抱く悩みや不満等についてこどもの意見が適切に表明され、その意見がこどもの最善の利益に反映されるものにするため、社会的に養育されているこどもの意見を表明する機会を保障し、こどもの権利擁護を推進することを目的とする。

３　業務委託の期間
令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

４　実施体制
（１）受託者が設置する事務局には、以下に掲げるア及びイの要件を満たす責任者（以下、「業務責任者」という。）を１名以上配置すること。配置場所は受託事業者の事務所とし、業務責任者は、意見表明等支援員（以下、「支援員」という。）に対するスーパーバイズを行うとともに、本業務の円滑な執行管理を行うものとする。
ア　児童福祉司、社会福祉士、心理士、弁護士等の資格を有し、福祉や心理等、こどもの意見表明を支援するために必要な一定のスキルを身につけていること。
イ　児童相談所等において、措置児童の処遇決定に関与する立場にないこと。
ウ　「５　委託業務の内容（３）」の研修を修了した者
（２）事務局職員以外の支援員の要件は、（１）と同じ。
（３）事務局職員以外の支援員に支給する報酬は、以下の通りとする。
ア　弁護士　　５，５００円／３０分（上限２８，３００円／１日）
イ　ア以外　　３，５００円／３０分（上限１８，０００円／１日）

５　委託業務の内容
令和６年度福島県こどもの権利擁護推進事業に関する次の業務を行うものとする。
（１）意見表明等支援の対象となるこども
県内児童養護施設（以下、「施設」という。）に措置されているこども。なお、概ね小学生以上を本事業の対象とする。
（２）こども家庭庁の定める「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」のほか、同庁

の関係通知等の趣旨を踏まえ事業を実施すること。

（３）支援員の養成

ア　「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」の趣旨を踏まえた意見表明等支援員養成研修（以下、「養成研修」という。）を実施すること。研修の実施にあたっては、研修プログラム等を策定し、県の承認を得た上で計画的に実施すること。

イ　養成研修は、委託期間内で２クール実施することとし、実施に当たっては、土日を含んで開催するなど、より多くの者が受講できるような措置を講ずること。

（４）支援員の管理

ア　養成研修を修了した者に対し、修了証を交付すること。

イ　養成研修を修了し、修了証を交付された者の所属、氏名、性別、研修の受講年月日、修了年月日及び修了証交付年月日を記載した研修修了者名簿を作成し、保存・管理すること。

（５）施設への訪問による意見表明等支援

ア　施設及び支援員と連携し、訪問日程及び対象児童等の調整を行う。

イ　事務局及び支援員が施設を定期訪問もしくはこどもからの要請に基づき訪問し、こどもから意見を聴取の上、聴取した内容を施設等へフィードバックする。

　なお、こどもとの信頼関係の維持を担保する観点から、支援員は可能な限り施設毎に固定の人員が継続的に対応すること。

施設数	定期訪問頻度想定	活動時間
県内８箇所	２ヶ月に１回程度	１回２時間程度

ウ　意見表明等支援を行うにあたり、円滑な事業実施に向けて、意見表明権を含む権利及び本事業の趣旨等を施設職員及び県が措置しているこどもに説明するとともに、こどもが支援員の訪問を要請できること、要請があった際には、支援員が施設を訪問して活動することを説明すること。

　なお、説明方法については、集団又は個別に対面で説明するほか、動画や紙媒体等も活用しながら実施すること。

エ　原則、こども１人に対し、事務局の支援員と事務局以外の支援員の２人で対応する。

オ　主に以下のことについて聴取する。

（ア）日常生活や職員の指導等に関すること

（イ）現在及び今後の措置等に関すること

　なお、こどもからの聴取内容等により、被措置児童等虐待が疑われる場合は、速やかに県に報告すること。

カ　意見表明を行ったこども毎に記録票を作成すること。なお、記録票の様式については、県と協力の上作成すること。

キ　聴取した内容について、こどもの了解を得た上、施設等に伝達し、必要に応じて施設等の対応状況を確認するとともに、こどもへフィードバックする。

（６）社会福祉審議会への意見表明等支援

こども本人が、処遇等について自ら福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会へ意見表明を希望する場合、県と連携し、当該部会に出席し、こどもの意見を代弁するなど、必要に応じて意見表明等を支援する。

６　受託者の責務

（１）受託者は、その職務を遂行するにあたっては、こどものプライバシーに十分配慮するとともに、こどもの同意なしに情報の開示や提供を原則行わないこと。ただし、こどもの生命が危険にさらされているなど重大な侵害が及び懸念があるときはこの限りではない。

（２）受託者は、正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

７　報告、検査等について

（１）月報

研修の実施状況や聴取件数、聴取内容等をとりまとめた事業実績報告書を実施月の翌月１０日までに福島県知事へ報告すること。

（２）年報

事業完了報告書、収支決算報告書及びその他必要な書類を業務が終了した日（業務を中止し、又は廃止した日を含む）から起算して３０日を経過した日又は令和７年４月１０日のいずれか早い日までに福島県知事へ報告すること。

（３）検査等

本業務の執行の適正に期するため必要があるときは、発注者は、受託者からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

８　委託業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することが出来る。

９　その他

（１）本仕様書に明示のない事項又は本業務の遂行上の疑義が発生した場合は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

（２）受託者は、本業務の終了後の契約更新が見込まれない場合は、新たな受託者が本業務に支障をきたすことのないよう必ず事前に引継書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。また、引継ぎ終了後は、所有している一切のデータ及び紙媒体の資料を破棄し、その旨を発注者に書面で報告しなければならない。